# 平成 29 年度滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会 ワーキンググループ④(主な意見)

### 1 内容

- (1) 日 時 平成 29 年 12 月 14 日 (木) 14:00~16:30
- (2) 出席委員 北野委員 (座長)、尾上委員、金子委員、﨑山委員、佐野委員
- (3)検討事項 「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」の定義 について

#### 2 金子委員説明

- ・審議会へ諮問した目的と条例を制定している県で県民の認知度が低いということを前提 とすれば、生きづらさを抱えた人のことを知って、正しく理解するということが必要。
- ・生きづらさは、複数の問題で構成されており、苦しさの本質がわかりにくいので、本人 も負い目を持っている。そのため、自他ともに理解し合うということができず、否定、 排除という現状になっている。
- ・生きづらさにも差別があることを知って、県民に啓発するための一つの大きな光源となる条例としてほしい。義務規定は必要だが、同時に生きづらさを抱える人たちに正しい情報や知識を獲得したよき理解者、温かなまなざしを持つ地域の支援者を当事者の周囲に増やしていく、寄り添うという社会にしていくことが最終的には障害を持つ人にとっても、暮らしやすい社会につながっていくのではないか。

## 3 主な意見

- ・全ての県民が障害に対する理解を深めることが理想だが、一つ一つの事案を解決し、闘っていくための背景となる絞り込んだ条例が必要。
- ・スローガン的な条例を作ろうということではない。支援が必要な人がいることを訴え続ける、発信し続けてきたということは糸賀先生たちがやってこられたことで、この人達を対象にしよう、この人はだめということはなかった。私たちはそこから学んできたという事実がある。
- ・最初に三障害の垣根を打ち破らないといけない。その上でひきこもりの人も含めた、す き間に入った人を加えていく。
- ・地域の人たちに対して、差別、阻害されていることを知ってもらうために障害者のため の反差別の仕組みを作らないといけない。県民理解を求めることは大事だが、いきなり 広げて出発する手法はどうか。
- ・条例の構成を2層建てにして、生きづらさを含めたら薄まるという作り方をしなければいい。合理的配慮の義務化で規定される問題と理解・啓発のところで生きづらさの問題を押さえていくという形で広げられないか。

- ・手帳を持っている人だけの条例ではないということは共通理解ができた。
- ・優生思想を覆いかぶせて、差別意識を薄めていかなければいけない。手帳はないが、支援が要る人を構成の仕方で条例の中に入れ込めないか。
- ・生きづらさではなく、要支援者、支援が必要な方など何か他にいい言い回しがないか。
- ・認知症は全て差別解消法の対象だが、法の認識が疎んじられており、高齢者が入ること を家族も認めない。社会の中でも認識されない。
- ・ひきこもりなど今の制度だけでは救えない人がいる。社会から捨てられてきた、排除されてきた歴史があって、複数の問題を抱えており、複合的ということは押さえられた。
- ・学校教育では始めから障害のある子どもも普通学校の中で一緒に生きてもらうことがないと、大人になってから共に生きると言っても難しい。
- ・ひきこもりは、現代的な問題で、個人の甘えとか言われる中で、誰も十分に吟味できて ない。子どもの貧困の問題も同じ。
- ・国の障害の制度に当てはまらない方に対して、条例でずっと県単費で支援をし続けることができるのか。
- ・児童養護の支援は必要だが、障害者差別解消条例と同等にできるのかどうか。
- ・支援を必要とする人を排除しないことを理念で押さえ、理念と県の施策、責務に特化して展開するという形もある。
- ・範囲を広げて、県が広げた範囲の方にも徹底的に対応できるならすればいいが、できる のか。
- ・対象は、障害のある方、ひきこもりや認知症などの支援が必要な方で、こどもも高齢者 も入るという一般的な話ではない。

#### 【今後の進め方について】

- ・第3回分科会では、差別解消法の補完部分のWG①から③の議論を踏まえた条例構成案 を示した上で、法補完部分について内容を固める。
- ・生きづらさの解消については、法補完部分の構成案を確認し、どう広げていくのかという議論をする。